

計量証明の事業について（計量法及び計量法施行規則（抜粋））

計量法（平成四年法律第五十一号）

（計量証明の事業の登録）

- 第百七条 計量証明の事業であって次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（次条において単に「事業の区分」という。）に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって当該計量証明の事業を適正に行う能力を有するものとして政令で定めるものが当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。
- 一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業
 - 二 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業（前号に掲げるものを除く。）

（事業規程）

- 第百十条 第百七条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）は、その登録に係る事業の実施の方法に関し経済産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

- 第百十三条 都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。
- 一 次条において準用する第六十二条第一項又は第百十六条の規定に違反したとき。
 - 二 次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
 - 三 第百十条第二項又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第百十条第一項の規定による届出に係る事業規程を実施していないと認めるとき。
 - 五 前各号に規定する場合のほか、計量証明の事業について不正の行為を

したとき。

六 不正の手段により第一百七条の登録を受けたとき。

計量法施行規則（平成五年経済産業省令第六十九号）

（事業規程）

第四十三条 法第一百十条第一項前段の規定により事業規程の届出をしようとする計量証明事業者は、様式第六十一の二による届出書に事業規程を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 別表第四の第一号から第六号まで、第七号及び第八号に掲げる事業の区分に係る法第一百十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 計量証明の対象となる分野に関する事項
- 二 計量証明を実施する組織に関する事項
- 三 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項
- 四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
- 五 計量証明に係る証明書（以下「計量証明書」という。）の発行に関する事項（計量証明書に法第一百十条の二第一項の標章を付す場合は、標章の取扱いに関する事項を含む。）
- 六 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項
- 七 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項

3 別表第四の第六号の二に掲げる事業の区分に係る法第一百十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 計量証明の対象となる分野に関する事項
- 二 計量証明を実施する組織に関する事項
- 三 特定計量証明事業を行うことのできる第四十九条の二に規定する認定の区分ごとの計量の方法に関する事項
- 四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
- 五 計量証明書の発行に関する事項（計量証明書に法第一百十条の二第一項の標章又は法第二百一十一条の三第一項の標章を付す場合は、これらの標章の取扱いに関する事項を含む。）
- 六 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項
- 七 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項

4 法第一百十条第一項後段の規定により事業規程の変更の届出をしようとする計量証明事業者は、様式第六十一の三による届出書に変更後の事業規程を添えて、法第一百七条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。